城陽ネジ工業株式会社	大阪府東大阪市七軒家三番十二号	仕上げ
株式会社西神建設工業	岡山県倉敷市水島南春日町十一番二十八号	型枠施工
株式会社折見総業	広島県東広島市安芸津町三津四千六百四十六番地一	建築大工

○法務省告示第二十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社嵯峨野	神奈川県横浜市神奈川区菅田町千五百七十一八一B一百一	とび
有限会社藤田組	香川県観音寺市高屋町十七番地八	型枠施工
沖東交通事業協同組合	沖縄県中頭郡西原町字小橋川九十番地の一	自動車整備

○外務省告示第十一号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十八年外務省告示第四百三十五号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号、第一九八九号及び第二二五三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十八年十二月十二日に行った決定等に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）、第一三九〇号2（a）、第一九八八号1（a）、第一九八九号1（a）、第二二五三号2（a）及び第二二五五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十九年一月十三日

外務大臣　岸田　文雄

（別表）

次のとおり追加する。

【アル・カーイダ／ＩＳＩＬ（ダーイシュ）と関係を有する個人】

742. ルスタム・マゴメドヴィッチ・アセルデロフ（別名：(a)アブ・ムハンマド・アル・カダリ(c)ムハマドムフタール）

RUSTAM MAGOMEDOVICH ASELDEROV (a.k.a.: (a)Abu Muhammad (b)Abu Muhammad Al-Kadari (c)Muhamadmuhtar)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1981年３月９日

出生地：Iki-Burul Village, Iki-Burulskiy District, Republic of Kalmykia, Russian Federation

国籍：ロシア連邦

旅券番号：ロシア旅券番号　8208№555627、ロシア連邦移民庁ダゲスタン共和国レニンスキー事務所発行

ＩＤ番号：不明

住所：不明

国連制裁委員会による指定日：2016年12月12日

その他の情報：テロ犯罪のため、ロシア連邦当局により指名手配されている。ロシア連邦のダゲスタン共和国、チェチェン共和国及びイングーシ共和国で活動する160人以上のテロリスト戦闘員グループを率いている。写真は、インターポール（国際警察刑事機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。

○厚生労働省告示第十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月十三日から適用する。ただし、第二の規定は、平成二十九年一月十四日から適用する。

平成二十九年一月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一　次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下第一において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　［略］ (1)～(10)　略 (11)　ロラタジン 二　［略］	一　［同上］ (1)～(10)　同上 ［号の細分を加える。］ 二　［同上］

備考　表中の「［　］」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二　次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下第二において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　［略］ (1)～(8)　略 ［号の細分を削る。］ (9)　［略］ (10)　［略］ 二　［略］	一　［同上］ (1)～(8)　同上 (9)　ペミロラストカリウム（内用剤を除く。） (10)　［同上］ (11)　［同上］ 二　［同上］

備考　表中の「［　］」の記載は注記である。

○厚生労働省告示第十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。